



令和5年度第3回評議員会
議事録



令和6年3月14日（木）



公益財団法人武蔵野市福祉公社

令和5年度 第3回 公益財団法人武蔵野市福祉公社評議員会

1. 開催日 令和6年3月14日(木) 午後6時00分から午後7時38分まで

2. 会場 本部1階会議室
Web会議システムZoomを使用しオンラインを併用

3. 評議員の現在数 6名(定足数 4名)

4. 出席者

会議室	評議員(議長)	秋山 真弘
	評議員	竹内 啓博
	評議員	日名子 英男
Web	評議員	谷口 勝哉
	評議員	江幡 五郎
	監事	大久保 実
	監事	安田 大

5. 欠席者 評議員 鈴木 省悟

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

- 日程第1 議事録署名人の選出
- 日程第2 議案第9号 令和5年度補正予算(第2回)について
- 日程第3 議案第10号 令和6年度事業計画について
- 日程第4 議案第11号 令和6年度収支予算について
- 日程第5 議案第12号 令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて
- 日程第6 議案第13号 令和6年度老後福祉基金の一部取崩しについて
- 日程第7 議案第14号 令和6年度人材育成基金の一部取り崩しについて
- 日程第8 議案第15号 令和6年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

- 日程第9 報告事項1 役員賠償責任保険契約の締結について
- 日程第10 報告事項2 人材育成基本方針及び令和6年度職員研修計画について
- 日程第11 報告事項3 公益財団法人武蔵野市福祉公社入退院・没後サポート事業（モデル事業）実施要綱について
- 日程第12 報告事項4 新社屋建設進捗状況について

8. 議事録作成者 理事長 森安 東光

9. 議事録署名人 議長（評議員会会長） 秋山 真弘
評議員 竹内 啓博
評議員 日名子 英男

10. 議事の経過及び結果

江幡五郎評議員、谷口勝哉評議員、安田大監事及び大久保実監事は本議場にいないが、web会議システムを用いて、出席者とは互いに音声及び映像が即時に伝わること、適時的確に意見表明ができることを確認した。

森安東光理事長から、挨拶と次のとおり現状報告があった。

本日は、補正予算や令和6年度の事業計画、収支予算等7本の議案について審議いただく。また、権利擁護課の新サービスの具体的な実施要綱等も報告させていただく。詳細は後ほど担当から説明するが、ポイントについて、いくつかお話ししたい。

まず、補正予算については、新社屋建設中の仮事務所の契約に伴うものである。

次に、令和6年度事業計画運営方針の重点項目であるが、第一に、今年度から実施をしている第四期中長期事業計画の2年度目となることから、引き続き計画的な事業運営に努めていくということ。同時にニーズに基づく新規事業にも積極的に取り組んでまいりたい。

2点目は、高齢者総合センターの大規模改修に伴う仮施設への移転が今年7月から来年7月までのほぼ1年間となる。また、社屋建て替えに伴う仮事務所への移転も夏ごろを予定している。どちらも円滑に実施することで、利用者・市民への負担や影響を最小限にとどめるよう注力したい。

3点目は、コロナ禍により大幅に悪化した収支の改善である。簡単なことではないが、職員

とともに全力で取り組む決意である。

他の議案も新年度の事業運営に関わるものとなっている。ご審議のほど、よろしくお願いたしたい。

秋山議長から、傍聴希望はなく、本日の出席者について、出席評議員5名（会議室3名 Web 会議システム2名）、定数6名で定款第20条の規定による「特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数4名」を満たしており、本評議員会は有効に成立している旨の報告があり、議事の審議に移った。

日程第1 議事録署名人の選出

本評議員会の議事録署名人に秋山真弘議長の他、竹内啓博評議員、日名子英男評議員の2名を選任し、他の評議員から異議なく、両氏もこれを承諾した。

日程第2 議案第9号 令和5年度補正予算（第2回）について

伊藤事務局長は、提案理由について、新社屋建設に伴う仮事務所の賃貸借契約を締結するにあたり、令和5年度に敷金を支出する必要があることから、補正を行うことについて承認を求めるものである、と述べた。

新谷総務課長が、次のとおり詳細について説明した。

投資活動収入敷金支出に12,882,000円の補正額を計上したもので、現在、吉祥寺駅前の岩崎ビル3階に64坪210㎡の賃貸借契約を進めているところである。家賃は共益費を含め170万円ほどになる見込みである。6月1日契約開始となるが、3月末までに初期費用が必要になることから、今年度の補正予算となった。

説明は以上で、議案第9号に関連して、評議員及び監事から質疑意見はなかった。

採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

日程第3 議案第10号 令和6年度事業計画について

日程第4 議案第11号 令和6年度収支予算について

日程第5 議案第12号 令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて

日程第6 議案第13号 令和6年度老後福祉基金の一部取崩しについて

日程第7 議案第14号 令和6年度人材育成基金の一部取崩しについて

秋山議長から一括審議の申出がなされ、ほかの評議員及び監事から異議なく一括して審議することとした。

伊藤事務局長は、まず、「議案第10号 令和6年度事業計画について」及び「議案第11号 令和6年度収支予算について」をあわせて説明すると述べた。

令和6年度の運営方針は次のとおりである。新型コロナウイルス感染症の5類移行で、少しずつかつての日常が戻ってきた。3年半にわたる感染症流行期間中も、福祉公社は日々適切な対応を取り、滞りなく事業を展開してきた。引き続き、「第四期中長期事業計画」に基づく事業運営に努め、時代に合わせた創意工夫を図り、全ての事業において福祉公社の使命である「地域におけるセーフティネット」としての役割をしっかりと担い続ける。

平成27年度に開始した「つながりサポート事業」は、社会情勢やニーズの変化を踏まえ、2年前から見直しを進めてきた。令和6年度は入退院と没後の支援に特化した「入退院・没後サポート事業（仮称）」としてモデル事業の試行を始める。また、生活困窮者への支援の長期化が見られることから、より効果的な就労支援を武蔵野市とともに進めていく。さらに、新たな生活支援事業として「産前・産後ヘルパー事業」「養育支援訪問事業」を武蔵野市から受託し、子育て世代への支援を開始する。

大規模修繕の実施に伴い、高齢者総合センターは7月半ばから約1年間、仮施設での事業実施となる。また、本部事務所の建て替えについては、基本設計が完成し、実施設計、現社屋の解体工事へと進む。こちらも夏以降には仮事務所へ移転することとなる。どちらも細心の注意を払い、滞りなく事業継続することで、ご利用者・市民への移転による影響を最小限にとどめる。

長引くコロナ禍により、マイナス収支の大幅拡大を余儀なくされた。そこで、昨年度「収益向上委員会」を設置し、組織を挙げて対策に取り組んできた。多様で活気のある新たなプログラムの開始等も含め、ご利用者の満足度向上に留意しつつ、収支改善に全力で取り組んでいく。それぞれの事業について、担当の課長から次のとおり説明された。

まず、堀田権利擁護課長から、権利擁護課の事業について、次のとおり説明された。

「つながりサポート事業」は、事業活動収入2407万6千円、支出2512万3千円で、日常生活における相談や入退院の手続き、没後支援等を行い、身近に親族のいない市民が安心して日々の生活を送れるように支援する。また、つながりサポート事業の見直しを行い、新たな事業を令和6年度はモデル事業としてスタートする。つながりサポート事業の終了時期については新事業

の状況をみながら検討していく。

「権利擁護事業」は、事業活動収入703万6千円、支出600万8千円で、権利擁護に係る総合相談、老い支度等の普及啓発、専門職による法律相談等を実施する。また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業につながるまでの間、緊急一時的な金銭管理の支援として権利擁護レスキュー事業を実施する。

「地域福祉権利擁護事業」は、事業活動収入736万2千円、支出993万4千円で、東京都社会福祉協議会から事業を受託し、実施する。福祉サービスの利用援助を基本に、日常の金銭管理や財産保管を支援することで判断能力に不安のある高齢者や障害のある方が自立した生活を送れるよう支援する。

「成年後見人等受任事業」は、事業活動収入6600万円、支出6178万1千円で、法人後見の強みを生かし、高齢者のみでなく若年者の後見人等への積極的な就任も検討する。今年度、法人後見のチラシを作成し、施設などに事業周知を行った。令和6年度も引き続きケアマネジャーや関係機関へ事業の周知を図る。

「生活困窮者自立相談支援事業」は、事業活動収入3422万8千円、支出3630万5千円で、生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金の三事業を市より受託し実施する。新型コロナウイルスが5類に移行し、令和2年以降に激増した相談数は大きく減少したが、コロナ禍で困窮から抜け出せずに長期に渡り支援が必要な継続利用者が増加している。令和6年度は住居確保給付金の相談件数が減少したことにより、武蔵野市の委託費が大きく減額したが、家計改善の相談など、時間をかけたきめ細やかな支援が必要な利用者が増加し、職員の業務量はそこまでの変化はない。引き続き武蔵野市へはこのような現状を伝えながら適正な委託費を獲得できるよう、働きかけを行っていく。

「生活保護受給者金銭管理支援事業」は、事業活動収入1197万9千円、支出1245万5千円で、昨年度、武蔵野市へ委託費の見直しの交渉を行い、支援内容に応じた委託費となったため、赤字幅が縮小する予定である。ただし、浪費癖のある利用者へ何度も生活費を渡すなど、権利擁護センターの事業の中でも出納事務が最も多い事業である。今後はキャッシュレス決済などの利用の可否について、武蔵野市と協議し、負担軽減を検討していく。

「成年後見制度利用促進事業」は、事業活動収入、支出とも788万3千円で、成年後見利用支援センターを武蔵野市から受託し、運営する。認知症高齢者の増加や、障害者の親なき後など、後見人制度の利用を必要とする市民のニーズに対応するため相談業務の受託や、制度の利用促進のための研修会や学習会などを武蔵野市と協働して開催する。今年度見直しが行われた、

「武蔵野市第2期成年後見制度利用促進計画」に基づき、本人の意思決定支援、身上保護の重視を実現できるよう、各機関と連携し、相談支援を行っていく。

在宅サービス課の事業について、江尻在宅サービス課長から次のとおり説明された。

「居宅介護支援事業」は、事業活動収入は3486万6千円、支出は3466万8千円で、ケアマネジャーを1名増員したことなどにより、収入は529万1千円、支出は565万5千円増加している。特定事業所加算を算定している事業所として、収入の安定を図りながら、市民のセーフティネットの役割を果たす。市内のケアマネジャーが減少していることから、人員体制を4名から5名に増やし、質の高いケアマネジメントを提供していく。

ホームヘルプセンター武蔵野の事業については、三木担当課長から次のとおり説明された。

「訪問介護サービス事業」は、事業活動収入、支出ともに1億3562万円で、介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業、自費の訪問介護サービス事業を実施する。特定事業所加算算定事業所として必須条件となっている定期的な研修及びヘルパー会議は、コロナ感染症が5類に移行となったことから、対面型を再開し、質の高いサービス提供を目指す。より実務的な技術研修を定期的実施し、身体介護サービスへの対応を強化する。また、市民からの相談依頼にも積極的に対応し、介護保険サービスの補完以外でも自費サービスを提供する。引き続きSNSを活用したイメージアップ等、人材確保につながる取組を継続していく。

「居宅介護サービス事業」の事業活動収入、支出ともに1932万円で、こちらも介護保険の訪問介護事業と同様に特定事業所加算を取得している。障害者総合支援法に基づき、障害のある方が、地域社会において安心して在宅生活を継続していけるよう支援する。障害の特性により支援が難しい利用者に対しても、安定したサービスが提供できるよう、登録ヘルパーへの専門的研修を実施しスキルアップを目指す。重度訪問介護における喀痰吸引等の医療的ニーズにも対応できるよう、特定行為業務従事者認定証保持者を増員し、各関係機関と連携を図りながらサービス提供を行う。また、武蔵野市が実施主体である地域支援事業「移動支援」においては、高齢者のみならず、児童の社会参加を目的としたサービス提供を積極的に実施する。

「生活支援事業」の事業活動収入は943万5千円、支出は971万7千円で、認知症高齢者の在宅生活の継続や家族の負担軽減を目的とした認知症見守り支援ヘルパー事業、市民のセーフティネットを目的とした高齢者緊急訪問介護事業、感染症対応緊急訪問介護事業を市から引き続き受託し高齢市民の緊急時支援に迅速に対応する。また、新たに「産前・産後ヘルパー事業」「養育支援訪問事業」を武蔵野市から受託し、子育て世代への支援を実施する。

江尻在宅サービス課長から、「地域包括ケア人材育成センター事業」について、次のとおり説明された。

事業活動収入・支出ともに3518万2千円で、武蔵野市の派遣職員の退職に伴い、令和6年度からは公社職員が配置となるため、その人件費が受託料に加算されている。引き続き武蔵野市から地域包括ケア人材育成センター事業を受託し、介護・福祉人材の養成、育成、相談支援等を一体的に行う。人材育成センターも開設6年目を迎え、各関係者との連携や、事業者支援も定着してきた。今後は、各事業所の創意工夫のある取り組みを、他の事業所へ提供すると共に、SNS等を通して広く周知を図る。さらに、先進的な取り組みを実施している地域との情報交換や視察等を通して積極的に連携を図り、その成果を事業者に還元する。令和6年度も各研修により介護職員を着実に養成し、各種研修開催により市内事業所のスキルアップを支援し、さらに範囲を広げて、他地域とも人材育成・定着支援のための協力体制を構築する。

高齢者総合センターの事業について方波見高齢者総合センター所長から次のとおり説明された。「高齢者総合センター管理運営事業」の、事業活動収入は、8341万7千円で、武蔵野市による高齢者総合センター大規模改修が実施されるにあたり、事業運営の影響が最小限になるよう仮設施設移転を実施し、移転後の施設管理に努める。

事業活動収支差額が296万6千円収入超過となっているのは、武蔵野市からの受託料には、情報システム更新にかかる減価償却費相当額を含んだ額となっているためである。

「在宅介護・地域包括支援センター事業」は、事業活動収入支出ともに5476万3千円で、地域の相談窓口として小地域完結型の相談・サービス体制を継続し、課題ある高齢者の早期支援に努める。まちぐるみの支えあいの仕組み作りの拠点として地域との幅広いネットワーク強化を図る。令和5年度に実施した親族機能を期待しない・できない高齢者対象の参加型講座を令和6年度も地域を変えて実施する。住民同士が自ら考え、知り合い、見守りあえる地域作りを図る。家族介護支援については、ここ数年講座形式だったが、介護者の交流機会を増やし、負担軽減に繋がる内容で開催する。

「住宅改修・福祉用具相談支援センター事業」は、事業活動収入支出ともに2704万4千円で、市内高齢者の在宅生活をより良くするため住環境整備等の総合的相談に各専門職が応じる。介護負担の大きな要因である排泄についてQ&Aの冊子・動画配信、専門職による研修を企画し、支援者の知識・技術向上に尽力する。また、台帳、相談記録管理については、情報システムを導入する。

「デイサービスセンター事業」は、事業活動収入は9025万8千円で、介護保険の通所介護事業を

実施する。令和6年度実施される高齢者総合センター大規模改修に伴う仮施設移転について武蔵野市と連携し、利用者への影響が最小限になるよう努める。また、ボランティア活動に関しても、活動時間や場所の工夫などの提案により、活動継続できるよう配慮する。令和5年度実施した収益向上委員会の取り組みを継続し、男性プログラムの充実や、常勤理学療法士中心に屋外での実践的な訓練を強みとして広報していく。1634万円の支出超過となっている。引越しの影響を最小限にし、収益向上の取組みなど縮減努力する。

「社会活動センター事業」は、事業活動収入支出ともに4584万6千円で、令和6年度、高齢者総合センター大規模改修により講座は休止するが、短期講座やイベントを近隣公共施設で開催する。また再開後の講座・イベント内容の再編成とオンライン申し込みの準備をする。

地域健康クラブは継続するが、武蔵野市の方針に沿って今後の運営方法の在り方を定めていく。北町高齢者センター事業について石橋北町高齢者センター所長から次の説明があった。

事業活動収入は7530万円で、令和6年度から始まる「武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に記載された「新たな事業の実施に向けた検討」を、武蔵野市と共に実施する。

更に地域に開かれた魅力的なコミュニティケアサロンとするために、庭造り及びパンフレットの作成、世代間交流のPRなどセンターの周知を図る。また、実態と見合っていない指定管理受託料を適切なものとするため、武蔵野市に協議を申し入れる。デイサービス事業では、センターの特長・強みを生かし、利用者のいきいきとした生活を支援する。職員のスキルアップに必要な体系的な研修も実施する。また、令和5年11月に定員数を25名から30名に変更した。今後もニーズに応え、信頼関係を構築することで、利用者数の増加と収支改善に取り組む。小規模ハウスについては、居住者が退去し事業が終了した。施設の活用については、武蔵野市の意向に沿って対応していく。子育てひろば事業では、併設の特長を生かし、行事や交流を積極的に実施する。定例会議等で情報の共有を行い円滑な事業運営に努める。

収支については、1813万円の支出超過となっている。通所介護事業における稼働率の向上や加算取得、経費削減を進めつつ、指定管理の人件費を適正なものとする事で収支差額の縮減に努めていく。

総務課事業と管理費について、新谷総務課長から次の説明があった。

法人として、福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行う。

令和5年度、「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」を取得した。人材の確保が益々困難になっているが、仕事としての福祉の魅力や働きやすさをアピールしていく。本部事務所の建替えについては、基本設計が取りまとまった。令和6年度は実施設計、仮事務所への移転、解体工事、

建設工事開始と着々と進めていく。また、福祉公社の事業活動において把握された地域の課題や取り組みをまとめ、総括的に評価していきたいと考えている。今後の事業計画等に活用していく。次に収支について、事業活動収入は6963万4千円で、前年度比3980万1千円の増で、主に仮事務所への移転費用を武蔵野市が負担するため、運営費補助金収入の増によるものである。家賃、内装工事、引越費用などとなる。事業活動支出は、1億5471万3千円で、前年度比5094万3千円の増で、仮事務所への移転費用約4000万円のほか、人件費増や電子承認システム導入費用などを見込んでいる。

つづいて、伊藤事務局長から、全体の収支について説明があった。

事業活動収入合計8億3988万8千円、10ページの事業活動支出合計9億5683万6千円、事業活動収支差額はマイナス1億1694万8千円となっている。投資活動収支の部、投資活動収入のうち、老後福祉基金預金取崩収入1億3122万4千円及び人材育成基金預金取崩収入1072万1千円については、のちほど議案第21号、22号で説明する。投資活動支出は、老後福祉基金資産積立支出、人材育成基金資産積立支出、退職給付引当資産積立支出、減価償却引当資産積立支出で、合計で2050万9千円を計上した。財務活動収支の部はなく、予備費を500万円計上し、当期収支差額は、マイナス51万2千円となる。

つぎに、正味財産増減計算書について、次の説明があった。経常収益は、基本財産運用益1万円、特定資産運用益3万円、事業収益7億4070万6千円、受け取り補助金等9726万円3千円、受け取り寄付金50万円、雑収益137万9千円、合わせて8億3988万8千円となる。経常費用は、2ページの事業費合計8億9672万6千円、管理費合計8004万9千円、経常費用合計9億7677万5千円となる。当期経常増減額は、マイナス1億3688万7千円となる。経常外増減については、基本財産や特定資産の評価損益等を計上するため、予算の段階では見込んでいない。一般正味財産期首残高は、令和4年度決算額9億3303万円としている。当期一般正味財産増減額を足した一般正味財産期末残高は、7億9607万3千円となる。指定正味財産は、現在基本財産のみを計上しており、増減は見込んでいない。一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた、正味財産期末残高は12億1411万9千円となる。

つぎに「正味財産増減計算書内訳表」について、こちらは、正味財産増減計算書を公益目的事業会計とその他事業、法人会計の経理区分に分けて表している。具体的には、北町高齢者センター管理運営事業から子育てひろば事業の事業収益および事業費用を、その他事業に配賦した。また、法人会計である管理費の費用を従事割合などの配賦率に従って、公益目的事業会計へ配賦したものである。事業収益の北町高齢者センター管理受託料のうち、子育てひろば事業にか

かる1008万7千円をその他事業会計へ配賦している。経常費用は、事業費と管理費に区分されており、事業費は、公益目的事業会計、管理費は、法人会計となっていることから、管理費から配賦された費用は、事業費に繰り入れている。管理費における人件費については、従事割合にて配賦している。本部事務所の管理に係る費用等は、本部事務所の使用割合で配賦している。職員の育成や情報システム保守委託等、公社全体の事業に関わる費用については、公社全体の人数割合で配賦している。

つづいて、「議案第12号 令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて」、借り入れの予定はないが、設備投資については、新社屋建設に伴う事務所解体工事による除却が発生する。詳細は記載のとおりである。

つづいて、「議案第13号 令和6年度老後福祉基金の一部取崩しについて」、老後福祉基金活用事業、建て替え関連費用、収入不足分、退職給付引当資産積立、減価償却引当資産積立、予備費などに充当する。

つづいて、「議案第14号 令和6年度人材育成基金の一部取崩しについて」、大学等新卒者2名の人件費、奨学金返済手当、資格取得支援手当などに充当する。

議案第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号に関して、次の質疑応答がなされた。

竹内評議員 本部事務所建て替え関連について伺いたい。議案第12号において解体工事による除却を記載されているが、この除却について正味財産増減計算書ではどこに計上しているのか。

新谷総務課長 除却については、予算段階で見込んでおらず、正味財産増減計算書には計上していない。

竹内評議員 設備投資の見込みと予算書は整合性が取れるのが望ましい。

新谷総務課長 今後は検討する。

竹内評議員 委託費の中に、本部事務所の設計費用など、取得原価に含まれるものはないのか。

新谷総務課長 基本設計、実施設計委託費などは、最終的に資産科目に振り替える必要があると聞いている。

竹内評議員 それも設備投資の見込みとなるかと。

新谷総務課長 今後は検討する。

竹内評議員 令和5年度までは、本部事務所建て替え準備資金の積み立てを行っていたが、

計画が始まるため積み立てはもうしないのか、また取り崩しは発生するのか。

新谷総務課長 本部事務所建て替え準備資金は5年計画で積み立てており、令和5年度で限度額まで積み立てが終わった。取り崩しは令和7年度を予定している。

竹内評議員 基金の取り崩しが2件あるが、この2件は、基金規程の目的による取り崩しなのか、目的外の場合もあるので、明言した方がよい。

新谷総務課長 議案第13号は、公益財団法人武蔵野市福祉公社老後福祉基金規程の、議案第14号は、公益財団法人武蔵野市福祉公社人材育成基金規程の目的に沿った取り崩しである。

江幡評議員 入退院・没後サポート事業について伺いたい。対象者の財産の下限について、いくらぐらいを想定しているのか。

堀田権利擁護課長 入退院の預託金が恐らく50万円くらい、没後の預託金は100万円程度を考えているので、契約時に預貯金の残高が300万円程度ある方を想定している。重要事項説明書にも記載している。

江幡評議員 保険会社などと競合することはないのか。

堀田権利擁護課長 民間の事業などと自ら契約し備えられる方には、この事業は必要ないと考える。民間の事業は監督官庁がなく、玉石混交であると国から聞いている。福祉公社の信頼性と適正価格で必要な方に利用してもらいたい。

江幡評議員 なくなって自宅に行ったら、ほかの葬儀屋の手配がされていた、300万円あると思って契約したら、100万円しかなかったとか、そういったこともあり得ると思うので、隙間がないように想定しておいてほしい。

堀田権利擁護課長 没後について、そのように手配されている場合は、入退院サポート契約のみ、没後サポート契約をする場合も、必要な預託金を預かることになっている。契約時にしっかり意思確認をし、公正証書にする。

そのほか、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号に関して、質疑意見はなく、1件ずつ採決の結果、全会一致で承認された。

日程第8 議案第15号 令和6年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

伊藤事務局長から、提案理由について、公益財団法人武蔵野市福祉公社の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（平成25年4月1日規程第2号）第3条第2項に定める令和6年度の常勤役員の報酬及び賞与の額について、承認を求めるとの理由を説明した。伊藤事務局長は、令和6年度の常勤役員の報酬及び賞与の額について、承認を求めるとの理由を説明した。伊藤事務局長は、令和6年度の常勤役員の報酬及び賞与の額について、承認を求めるとの理由を説明した。

的な額については別紙の資料のとおりである。

議案第15号に関して、評議員及び監事から、質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で承認された。

日程第9 報告事項1 役員賠償責任保険契約の締結について

伊藤事務局長から報告理由について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）において、役員等を被保険者とする賠償責任保険契約は理事会の決議を要するとされたことから、令和6年3月4日開催の理事会において承認された契約について報告するものである、と説明があった。

新谷総務課長から、詳細について次の説明があった。

契約内容は今年度と同様で、本役員賠償責任保険契約の被保険者は、公益財団法人武蔵野市福祉公社理事、監事、評議員及び管理職職員である。被保険者が、公社の理事、評議員及び監事等としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金が給付されるものである。支払いの対象となる損害や、支払われない場合については、資料のとおりである。加入タイプは1億円補償のタイプで、記載の特約はすべて補償される。保険期間、支払限度額も記載のとおりである。

報告は以上で、報告事項1に関して、評議員及び監事から質疑意見はなかった。

日程第10 報告事項2 人材育成基本方針及び令和6年度職員研修計画について

新谷総務課長から、次のとおり説明があった。

令和6年度から、「人材育成基本方針及び令和6年度職員研修計画」とし、編成しなおしたものである。人材育成基本方針として、求められる職員像、職位ごとに果たす役割、求められる能力を記載している。求められる能力、果たすべき役割を身につけ、求められる職員に近づくための取り組みを行う。令和6年度職員研修計画としては、引き続き、通信教育やウェブセミナーの活用をすすめ、必要な研修を実施していく。全体研修は、基本的にはリモートで配信する研修とするが、今年度の事業報告会はハイブリッドとし、会場にも人を入れ実施した。自己啓発の通信教育は、全額助成を継続し、学びを支援していく。

報告事項2に関して、次の質疑応答がなされた。

江幡評議員 自己啓発支援について、条件や内容は、どうやって判断しているのか。

新谷総務課長 資格助成は、福祉関連資格に限定している。大学院入学推薦は、社会福祉士養成課程のみ。通信教育のみ、条件を設けず、好きなものを受講することができる。すべて修了後の助成となる。

そのほか、評議員及び監事から質疑意見はなかった。

日程第11 報告事項2 公益財団法人武蔵野市福祉公社入退院・没後サポート事業（モデル事業）実施要綱について

高橋権利擁護センター長から次の説明があった。

昨年報告した、権利擁護新規事業について、令和6年度にモデル事業として試行するため、実施要綱を作成したことから、報告するものである。

別紙1、入退院・没後サポート事業実施要綱、第2条には利用の手続きについて記述している。本事業は利用要件を明確にし、利用料金も改めていることから、利用要件該当の有無や生活状況等を調査し、支援が必要かどうか総合的に判断する。

付則には、「令和6年4月1日から施行する。ただし、令和7年3月31日をもって効力を失う」という記述があるが、第2号様式、入退院・没後サポート事業利用契約書、第4条には「契約の期間は、4月1日から翌年3月末日までとする。甲乙いずれからも契約終了の申し出がない時は、この期間は一年間延長するものとし、その後も同様とする」と二重の記述があることについて、第3回の理事会にて渡辺理事からご指摘をいただいた。

平成27年4月につながりサポート事業を開始した際、試行期間を設けずにいきなり本格実施としたため、実施後に生じた不具合や実情に合わない部分の修正や調整ができなかった。その反省から、まずはモデル事業として試行し、不具合があった場合はそれを調整・修正していく時間を確保するため、1年間という期間を設けた。そのため、様式類は全て本格実施用のものになる。

本格実施の際もモデル事業の要綱をほぼ踏襲する予定であり、本格実施の要綱の付則でモデル事業の契約者、令和7年3月31日までの契約者は、本人の負担や疑念を避けるため、再度契約することは求めず、希望すればそのまま契約が継続される旨を記載することで対応したいと

考えている。

第1号様式が「申込書」、第2号様式が「入退院・没後サポート事業利用契約書」「第3号様式が没後サポート事業利用契約書」になる。どちらの契約についても内容については公正証書にする。

第2号様式 入退院・没後サポート事業利用契約書、第3条にはサービスの内容について記載している。定期訪問や定期連絡を軸に入退院支援、入院費の支払いを預託金から行うことで、包括的に支援し、独居のご利用者や頼れる親族がないご利用者でも住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援していく。

第6条には利用料金を記載している。登録料28,000円、月額利用料20,000円としている。定期訪問以外の年間24時間までは入退院支援や通院・銀行同行などの支援も含まれる形となっている。

第8条には預託金の返還について記載している。つながりサポートでは返還先の記述が契約書内になかった。本事業では、解約・解除され、本人に返還ができない場合は予め返還先を指定していただく。

ご利用者の判断能力が低下した際には、第9条、成年後見等開始の申立に則り、本人が契約時に作成した申立における指針を軸に成年後見制度への移行支援を行う。具体的には、主治医が判断能力の低下が認められると判断した場合は、家庭裁判所に対して成年後見人等開始申立を実施することや、その際の後見人等候補者について記載している。

第12条、契約の終了(5)には「甲が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき」と記載しているが、第3回理事会にて大野理事から「保佐補助類型の場合、身上配慮の代理権が付与されていなければ、保佐人補助人は入退院手続きなどの支援はできない。後見制度を利用した場合、一律に契約終了はしない方が良いのではないか」という指摘をいただいた。前提として、公社サービスの契約者で判断能力が低下した場合は公社が後見人等候補者になる割合がほとんどであるため、身上配慮における代理権は付けている。また、新規事業は頼れる親族がない方が対象になるため、多くの場合、身上配慮の代理権の付与を求めるケースが多いと思われる。身上配慮支援者が不在とならないよう、本契約締結時に作成する「成年後見等開始申立における指針及び意向確認書」において、「保佐又は補助の開始申立をする際、身上配慮関係の代理行為について保佐人又は補助人に付与する審判を求めることを希望する」という一文を加え、身上配慮関係の代理権が空白とならないように対応する。

第3号様式、没後サポート事業利用契約書、第4条には委任事務の内容を記載している。葬

儀や納骨だけでなく、行政官庁への諸届、ライフラインの解約手続き、賃貸物件の解約など多岐にわたる。第6条～8条で事前に葬儀社、納骨、動産の処分について予め決めておくことで没後事務のご本人の希望を尊重した支援を行う。費用の負担と報酬については第10条と第11条に記載している。入退院支援同様、預託金を預かるが、納骨場所、家財の量によっても金額は異なる。概ね100万円前後と考えている。報酬については一律150,000円としている。

第4号様式は、重要事項説明書で、基本サービスの説明から始まり、申込からサービス提供までの具体的な手続きの流れ、オプションサービスの詳細を記述している。

第5号様式は利用料金改定合意書、第6号様式は個人情報使用の同意書である。

第7号様式は預託金の見積書で、経済変動や物価の高騰にともない、昨年は火葬場の料金も軒並み値段が上がっている。予備費などを設けることで不測の事態に備え、預託金で賄えなくなることは極力避けるようにしたいと考えている。

第8号様式は預託金預り証である。別紙2、預託金取り扱い要綱は、前述した2種類の預託金について、公社指定口座にて適正に管理する。権利擁護課長を管理責任者とし、預託金の保管、払戻等について管理・監督する体制とする。また、預託金の入出金、残額の確認等、一連の事務の監視を、第三者機関である権利擁護事業等運営監視委員会に委ねている。

説明は以上で、これからも市民の皆様にご安心をお届けできるよう、また、信頼を得られるよう尽力してまいります。

報告事項3に関して、次の質疑意見がなされた。

安田監事 第2号様式、第8条、ほかのところと合わせる意味で、文頭に「本契約が」を挿入した方がよろしいかと。第10条の2行目、「予告期間をおく」、第11条第3項の3行目、「予告期間を置く」とある。漢字かひらがなか揃えた方がよい。第3号様式、第5条第4項の文頭にも「本契約が」を挿入した方がよい。

江幡評議員 電話番号が記載されているが、この番号は24時間対応なのか、対応時間が決まっているのであれば、記載した方がよい。

堀田権利擁護課長 重要事項説明書に対応時間を午前8時30分から午後5時15分までと記載し、また、時間外に対応する番号も記載しており、そちらは24時間当番が対応している。

江幡評議員 何本も電話番号が書かれているとわかりづらいのでは。

高橋権利擁護センター長 現在の利用者も契約後に電話機の横に緊急時の電話番号を貼って案内している。今後も本人、関係者が迷わないように周知していきたい。

そのほか報告事項3に関して質疑意見はなかった。

日程第12 報告事項4 新社屋建設進捗状況について

伊藤事務局長から、次の説明があった。

令和6年1月の新社屋建設基本設計の完成に伴い、「新社屋建設検討委員会」を開催するとともに武蔵野市へ報告した。それをもって、2月6日の市議会厚生委員会にて行政報告がなされた。第2回の評議員会でも進捗についての大きなところは報告しているが、この度、「基本設計」が出来上がったので「基本設計報告書概要版」に沿って報告する。

1、基本方針「地域に根差し、市民の安心を支え、市民にいつまでも寄り添い続けられる新社屋を目指します。」としており、これは福祉公社と市民社協の新社屋建設検討委員会報告書にある「基本方針」【武蔵野市における地域共生社会推進の拠点】からきている。具体的には、①～④のポイントを重視している。さらに「街並みと調和した新たな地域共生社会拠点としてのシンボル性を備えた新社屋を目指します。」としている。

2、建築計画の概要では、建築設計の概要として、この場所に地上3階地下1階の延べ床面積は1603.5㎡の建物を建てる計画であることを記載している。現在の建物と大きく変わる点は、現在五日市街道側にある駐車場を東側道路に面したものにし、安全性を重視した歩車分離とした。

ゾーニング計画としては、1階はエントランス・ふらっとテラス・市民社協事務室、2階は自立支援センターと多目的ルーム（会議室）等、3階は福祉公社事務室、地下1階は職員駐輪場や倉庫・更衣室等職員専用エリアという計画としている。

新社屋に必要な6つの機能として、(1)地域福祉活動の拠点、(2)相談支援の拠点、(3)生活困窮者の自立支援拠点、(4)福祉人材確保・育成の拠点、(5)地域の交流拠点、(6)災害時の支援拠点がある。図面にはその機能を色分けし、各スペースに落とし込んでいる。法律等を遵守し、周囲への配慮のある建物とし、将来的な間取り変更にも柔軟に対応できる計画とした。

バリアフリー・ユニバーサルデザインを採用するとともに、環境にも配慮し、ZEBレディの達成を目指す。

3、概算工事費について、今回の基本設計における概算工事費の総額は約11億円との試算となった。現在の社会状況、資材の高騰や労務単価費の高騰等を踏まえ、当初、新社屋建設検討委員会報告書での試算額よりも1割ほど増える見込みとなった。

4、仮事務所について、建設工事中における仮事務所は武蔵野市とも協議のうえで、賃貸物件を探すことになった。市民社協とはその間、拠点が別々になる見通しだが、連携すべきところはしっかり連携し、滞りなく業務を遂行していく。現在、福祉公社としては、先ほど補正予算議案の際に説明したとおり、業務の都合上、金融機関が多くある吉祥寺駅周辺の物件について検討している。仮事務所とはいえ1年半ほどの間、滞りなく業務遂行ができる場所でなければならないものと考え、総務課中心に物件選びに取り組んでいる。

5、今後の予定は、来年度前半には「実施設計」が完成し、いよいよ建設施工事業者を選定していく。そして夏から初秋までの時期に、仮事務所に移転し、現社屋の解体が始まる。

令和7年度中はほとんどが工事期間となるが、令和8年度から新社屋での業務開始ができるよう、戻ってくる予定である。現在の進捗に遅れは発生していない。

新社屋の建設に関しては、今後も進捗管理等を適宜評議員会で報告するものとし、市民社協とともに、着実に新社屋建設を進めていく。

報告は以上で、報告4に関して評議員及び監事から質疑意見はなかった。

秋山議長から令和6年3月末をもって辞任される意向で、つぎのとおり退任の挨拶があった。

5年前、武蔵野市役所を退職し、市民社協の常務理事に着任した。この3月で退職となる。福祉公社の評議員会議長として、スムーズな会議運営に協力をいただき感謝したい。また、私に対してご指導ご鞭撻もいただき感謝いたしたい。ここで市民社協を離れるが、これからも市民のためにできることがあればやっていきたい。引き続き、福祉公社とともに市民社協へのご理解とご協力をお願いいたしたい。

本日の評議員会はweb会議システムを用いたが、終始支障はなく、以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、秋山議長は令和5年度第3回評議員会の閉会を宣言した。

議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和 6 年 3 月 29 日

議長（評議員会会長）

秋 山 真 弘



議事録署名人（評 議 員）

竹 内 啓 博



議事録署名人（評 議 員）

日 名 子 英 男

